

子育て世帯訪問支援事業の概要

1. 対象者 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭

2. 内 容

1) 家事支援

- ① 食事の準備、後片付け
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 買物の代行や補助
- ⑤ その他必要な家事支援

2) 育児・養育支援

- ① 育児の補助(授乳や食事、おむつ交換・着替え、沐浴・入浴 等)
- ② 保育所等の送迎(自動車での送迎含む)
- ③ 一時的な児童の保育・見守り
- ④ 外出時の補助(通院、行政サービスの手続きの際の同行・児童の見守り等)
- ⑤ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- ⑥ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑦ その他必要な育児・養育支援

3) 訪問支援員(ヘルパー)派遣は、1日1回で2時間以内を限度とし、利用時間の上限は月30時間以内又は年48時間以内とします。ただし、別府市が必要と認めるときは、年192時間まで延長することができます。

4) 活動時間 通常:月～土曜日の午前8時から午後6時まで
早朝:月～土曜日の午前6時から午前8時まで
夜間:月～土曜日の午後6時から午後10時まで
※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

3. 料 金 単価 1時間3,000円、1回 1,860円
※早朝・夜間に活動した場合は、1時間550円の割増料金あり

4. そ の 他 料金等については、変更となる可能性があります。